

居宅介護支援に関する重要事項説明書

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0470-22-0023

携帯番号 080-3725-1385 (24時間対応)

担 当 長嶋 祐一 管理者 長嶋 祐一

* ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください。

2. 居宅介護支援事業所 赤門ケアプランセンターの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	赤門ケアプランセンター
所在地	千葉県館山市沼1637番地―2、1階
介護保険指定番号	居宅介護支援 (千葉県 1271000653号)
サービスを提供する地域*	館山市・南房総市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉士	1		兼 務	1
主任介護支援専門員	介護福祉士	1		専 任	1
介護支援専門員	介護福祉士	1		専 任	1

(3) 営業時間

平 日	午前8時30から午後5時30分
土・日・祝日・ 12月30日～1月3日	休業

* 緊急携帯電話 080-3725-1385 (24時間対応)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(付属別紙1) サービス提供の標準的な流れ参照。

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供

証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

【居宅介護支援費（Ⅰi）】

要介護１・２	１０，８６０円
要介護３・４・５	１４，１１０円

＊加算関係

入院時情報連携加算（Ⅰ）	２，５００円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	２，０００円
退院退所加算（Ⅰ）イ	４，５００円（カンファレンス参加無・連携１回）
退院退所加算（Ⅰ）ロ	６，０００円（カンファレンス参加無・連携２回）
退院退所加算（Ⅱ）イ	６，０００円（カンファレンス参加有・連携１回）
退院退所加算（Ⅱ）ロ	７，５００円（カンファレンス参加有・連携２回）
退院退所加算（Ⅲ）	９，０００円（カンファレンス参加有・連携３回）
初回加算	３，０００円
緊急時等居宅カンファレンス加算	２，０００円（１月に２回を限度に）
ターミナルケアマネジメント加算	４，０００円
通院時情報連携加算	５００円（１月につき）
特定事業所加算Ⅲ 担当１件につき	３，２３０円
（加算要件を満たした場合に限る）	
介護職員等処遇改善加算	
厚生労働大臣が定める基準に適合する場合、算定した単位数の２．１％に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

(2) 交通費

介護支援専門員がお訪ねするための交通費は無料です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合（＊退所時期が入所前に予測されており、お客様が退所後も契約継続を望む場合は除く）
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合。
＊この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

お客様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助いたします。必要な機関（市・医療・福祉サービス）との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

全国社会福祉協議会方式を採用し、お客様宅に伺った場合に、パソコン等によって速やかに説明いたします。

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	お客様の要望による
調査（課題把握）の方法	有	全国社会福祉協議会方式
介護支援専門員への研修の実施	有	年1回以上内外研修への参加 市長村、地域包括支援センター、職能団体等が主催する事例検討会等への参加
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	前項4.（3）、5.（2）参照
定期会議	有	サービス提供の為の留意事項の伝達等を目的とした定期的会議（概ね週1回）の開催
地域における人材育成を行う事業所に対する評価	有	特定事業所加算Ⅲについて、他法人が運営する居宅介護支援事業者及び市町村や地域の介護支援専門員の職能団体等と共同での事例検討会・研究会等を行い、地域のケアマネジメント機能を向上させる取組みを行います。

(4) 医療と介護等の連携の強化

- ① 入院における医療機関との連携を促進する観点から、入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関にお知らせください。

③身体拘束等に関する措置を適切に実施するために担当者を管理者とします。

(11) ハラスメント防止

- ① ハラスメント防止委員会を設置し、毎月開催致します。
- ② 職場・お客様・その家族におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止及び対応について指針を策定します。
- ③ 研修を年1回以上（管理者向け、職員向け）実施します。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談窓口

(担当) 長嶋 祐一 〈電話〉 0470-22-0023

苦情窓口

(担当) 長嶋 祐一 〈電話〉 0470-22-0023

(2) その他

当事業所以外に、区市町村・県の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

(市町村名) 館山市

(担当) 高齢者福祉課 介護保険係

(電話番号) 0470-22-3489

(市町村名) 南房総市

(担当) 健康支援課 介護保険係

(電話番号) 0470-36-1152

(県) 千葉県

(担当) 国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係

(電話番号) 043-254-7428

8. 個人情報のお取り扱いについて

当事業所で取り扱う個人情報は別紙「個人情報の内容について」をご参照ください。

9. 当事業所の概要

法人名 医療法人社団 慶勝会

代表者 理事長 宮川 慶

所在地 千葉県館山市沼1637番地-2、1階

電話 0470-22-0023

〈定款目的に定めた事業〉

1. 赤門整形外科内科

2. 介護老人保健施設 赤門 なのはな館 みさき
3. サテライト型小規模介護老人保健施設 赤門 なのはな館 なぎさ

〈付帯業務〉

1. 赤門訪問看護リハビリステーション
2. 赤門ヘルパーステーション
3. 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修事業
4. 館山市地域包括支援センターなのはな
5. 館山市地域包括支援センターいちご
6. 館山市認知症初期集中支援チームおれんじ
7. 赤門ケアプランセンター

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県館山市沼 1 6 3 7 番地— 2、1 階
名称 赤門ケアプランセンター 印

説明者 介護支援専門員

氏名 長嶋 祐一 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住所

氏名 印

(付属別紙1)

サービス提供の標準的な流れ

